

佐賀県匿名データの提供に関する事務処理の手引き

目 次

- 第 1 目的・用語の定義
- 第 2 申出への対応
- 第 3 申出の受付
- 第 4 申出書の審査
- 第 5 匿名データの提供
- 第 6 匿名データの利用後の措置
- 別紙 匿名化処理の技法

第 1 目的・用語の定義

1 目的

この手引きは、県の知事部局、教育委員会及び各種委員会が佐賀県統計データ利活用推進条例（以下「条例」という。）第 12 条及び佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき匿名データの提供を行う場合の手続等を定める。

2 用語の定義

県統計調査	県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う統計法（以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する調査
調査票情報	県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録されているもの
匿名データ	調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの
統計の作成等	統計の作成又は統計的手法（例：分散、回帰分析等）による研究（個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究は含まない）
公的機関	国の行政機関、他の地方公共団体
公的機関等	公的機関、独立行政法人等（法第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等（以下同じ））、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
行政機関等	公的機関、独立行政法人等
法人等	法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの
申出者	匿名データの提供を希望する者
学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校（高等部に限る）、大学若しくは高等

	専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校（一般課程を除く）
--	-----------------------------------

第2 申出への対応

1 対応体制

申出者からの事前相談、申出の受付、審査及び情報の提供等の事務は、申出のあった県統計調査を所管する所属が行う。

統計分析課は、調査所管所属の事務が円滑に進むよう、次の事務を行う。

- ・ 制度の運用に関する助言
- ・ 調査所管所属の依頼に基づく条例第 12 条第 5 項の規定による匿名データの提供を受けた者の氏名や提出された統計等の公表（佐賀県ホームページ（さが統計情報館への掲載））
- ・ 条例に基づく調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出受付の停止状況の取りまとめ、並びに全ての調査所管所属への情報提供

2 事前相談への対応

申出者から匿名データの提供に関する相談があった場合は、あらかじめ提供の対象者、提供が認められる利用目的、申出の手続、提供の方法、手数料、成果等の公表、適正管理義務及び守秘義務について説明を行うとともに、利用目的等を確認し、申出者が必要とする調査票情報の絞り込みを行う。その上で、申出者が希望する内容での匿名化処理が可能か確認のうえ、その可否を回答する。

【匿名化処理の考え方】

匿名化処理は、調査対象者が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、次の匿名化処理の技法（別紙参照）を組み合わせで行う。

匿名化処理に当たっては、国が定める「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」による匿名化の例も参考にする。

- ・ 識別情報の削除
- ・ リサンプリング
- ・ 識別情報のトップ（ボトム）・コーディング
- ・ 識別情報のグルーピング
- ・ 調査票情報の並べ替え
- ・ スワッピング 等

確認に当たっては、次の点に注意する。

- ・ 利用目的に照らして、提供を申し出る匿名データの範囲が必要最小限となっており、不要な情報が含まれていないこと。
- ・ 匿名データを利用して作成しようとする統計等が、公表済みの統計から作成できるものである場合は提供しないこと。

事前相談を受けた所属は、統計分析課に情報を共有し、統計分析課は、申出者が条例、規則若しくは利用規約に違反した、若しくは匿名データの紛失等の事由により、条例に基づく調査票情報の提供、委託による統計の作成等又は匿名データの提供の申出受付の停止の措置が講じられている者に該当しないか確認する。

第3 申出の受付

1 申出書の提出

匿名データの提供を受けることができるのは、学術研究若しくは教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者で、次に掲げる①から④の要件の全てに該当すると認められる者に限り、提供の申出は、申出者又はその代理人が、申出書（様式第1号）により行う。

- ① 匿名データを学術研究又は学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
- ② 申出者が匿名データを利用して行った研究の成果又は教育内容について公表を行うこと。
- ③ 匿名データの利用により、個人及び法人の権利利益を害するおそれがないこと。
- ④ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

【申出者の例】

- ・ 学術研究を目的とする機関（大学、シンクタンク等）
- ・ 学術研究を行っている研究者
- ・ 学校又は学校において講義等を行う教員

2 申出書の記載事項

(1) 申出者の属性

申出者の区分に応じて、次に掲げる事項を記載する。

- ① 公的機関：公的機関の名称、担当部局等の名称、所在地、担当者の所属・職名、氏名（フリガナ）、連絡先

※独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社はここには含まず、次の「法人等」に含む。

- ② 法人等：法人等の名称、住所、代表者又は管理人の職名、氏名（フリガナ）、生年月日、担当者の所属・職名、氏名（フリガナ）、連絡先
- ③ 個人：職業・所属・職名、氏名（フリガナ）、生年月日、住所、連絡先
- ④ その他の者（会計検査院、衆参議員事務局等）：公的機関と同様
- ⑤ 代理人により申出を行う場合：代理人の職業・所属・職名、氏名（フリガナ）、生年月日、住所、連絡先

(2) 利用を希望する匿名データに係る調査票情報等の内容

利用を希望する匿名データに係る県統計調査の名称や調査票情報の項目等を具体的に記載する。

- ① 匿名データに係る県統計調査の名称及び実施時期

- ② 利用する匿名データに係る調査票情報の項目

利用したい匿名データに係る調査票情報の項目を、各統計調査の調査要領や調査票等を確認の上、当該情報が特定できるように正確に記載する。

- ③ 地域

「県内全域」又は「〇〇市」等の地域の範囲を記載する。地域属性に複数の概念がある場合は、区分して記載（〇〇市在住者、〇〇市通勤者等）する。

なお、同一の申出の中に複数の利用者が存在し、それぞれが利用する地域の範囲が異なる場

合は、そのことが明確に分かるように記載する。

④ 属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、「従業者 30 人以上の事業所」又は「資本金額 1000 万円以上の法人」など）の情報を利用する場合に記載する。

(3) 匿名データの利用目的等

匿名データの利用目的に応じて、その内容等を具体的に記載する。

① 学術研究目的

ア 学術研究の名称

「〇〇に関する研究」などの学術研究の内容を示す具体的な名称を記載する。

イ 学術研究の必要性

学術研究が必要な理由（意義及び有用性等）を記載する。

公的機関等による補助等を受けて行う学術研究の場合は、当該補助金の交付決定通知書等の写しを添付する。

ウ 学術研究の内容等

学術研究の具体的な内容、当該匿名データが学術研究に必要な理由、匿名データの利用方法及び作成する統計の内容等を具体的に記載するとともに、集計方法等が分かる資料（集計表や分析表の様式等）を添付する。

② 教育目的

ア 学校及び学部学科の名称

学校の名称及び実際に匿名データを利用する学部学科の名称を記載する。

イ 授業科目の内容及び匿名データ利用の必要性等

授業科目の名称（「〇〇演習（Ⅲ）」等）、目的、内容及び当該匿名データが授業科目に必要な理由を記載する。

ウ 匿名データの利用方法等

匿名データの利用方法及び作成する統計の内容等を具体的に記載するとともに、集計方法等が分かる資料（集計表や分析表の様式等）を添付する。

(4) 匿名データの利用期間

匿名データの提供希望日及び返却日を記載する。期間は、利用目的に照らして適切な期間とする。

(5) 成果の公表方法

掲載予定の媒体や講義内容を掲載する学校のホームページの名称など統計の作成等の成果を公

表する方法を記載する。

公表に当たっては、県統計調査に係る匿名データを利用して独自に行った集計等である旨（「佐賀県の『〇〇統計調査』に係る匿名データを独自集計したものである」等）を記載する。

公表しない、又はできない理由がある場合は、その理由を具体的に記載する。

(6) 匿名データの利用場所

匿名データの利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法を具体的に記載する。また、集計作業等を外部委託する場合は、委託先における利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法も記載する。

(7) 適正管理措置の内容

申出者は、次の①から⑤までに掲げる適正管理措置のカテゴリーに掲げられた要件を全て満たすように、匿名データを適正に管理するために講ずる措置を具体的に記載する。

① 組織的管理措置【申出者が「公的機関等」「法人等」の場合のみ】

ア 匿名データの適正管理に係る基本方針を定める旨を記載するとともに、当該基本方針の写しを添付する。【申出者が「公的機関等」の場合は記載不要】

- ・ 基本方針は、匿名データの適正管理に関する組織の基本方針を示すもので、関係法令や規程の遵守等の内容を盛り込むこと。

イ 匿名データを取り扱う者の権限、責務及び業務（集計、分析等）を明確に記載する。

- 権限、責務の基本設定
 - ・ 総括管理責任者：組織内全体における匿名データ等の適正な管理を統括
 - ・ 管理責任者：総括管理責任者から指定された範囲で匿名データ等の適正な管理に係る責務等を負う
 - ・ 管理担当者：管理責任者から指定された範囲で匿名データ等の適正な管理に係る責務等を負う

ウ 匿名データに係る管理簿（様式第2号）を整備する旨を記載する。

- 管理簿の記載事項
 - ・ 提供を受けた匿名データの範囲
提供所属、匿名データに係る県統計調査の名称、実施時期、ファイル数、受領年月日、提供媒体、返却期限、匿名データの項目
 - ・ 利用者の範囲
利用者の氏名、所属・職名、委託の有無、取扱権限（利用・保管・複製）、業務、利用場所（保管場所）
 - ・ 利用状況
利用開始日、複製年月日、複製データの利用場所、複製データの保管場所、利用終了日、複製データの廃棄年月日、中間生成物の廃棄年月日

エ 匿名データの適正管理に関する規程を策定して、適宜運用の改善を行う旨を記載するとともに、当該規程の写しを添付する。

- ・ 規程には、組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込み（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能）、匿名データを取り扱う者に周知徹底すること。

オ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損に備えた事務処理体制を具体的に記載する。

- ・ 匿名データの漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を察知した場合は、速やかに組織として状況を把握し、被害の拡大防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供所属への報告を行うこと。

② 人的管理措置【申出者が「公的機関等」「法人等」の場合のみ】

ア 法令及び適正管理に関する規程等の内容について、匿名データを取り扱う者の理解を深めるために講ずる措置（研修等）を具体的に記載する。

③ 物理的管理措置

ア 匿名データを取り扱う区域及び当該区域への立入りを制限するために講ずる措置を具体的に記載する。

- ・ 匿名データの利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な場所（日本国内）に限定し、当該情報の利用時に利用場所に存在する者を制限又は何らかの確認行為を行うなど、利用場所への入退室管理を行うこと。

イ 匿名データを取扱う機器の盗難防止のために講ずる保安対策を具体的に記載する。

- ・ 匿名データは限定された媒体にのみ保存し、当該媒体を施錠可能なキャビネット等に保管する、匿名データを利用する電子計算機をワイヤー等によって固定する、利用場所から不正に持ち出されないための保安対策を講ずること。

ウ 匿名データの削除、又は当該情報が記録された機器等を廃棄する場合に講ずる措置を具体的に記載する。

- ・ 匿名データを削除する場合は、専用ツールを用いるなど第三者が復元できない手段で行い、匿名データが記録された機器等を廃棄する場合も物理的な破壊など匿名データを復元することができない手段で行うこと。
- ・ 情報の削除や機器等の廃棄を行った場合は、その記録（削除日又は廃棄日及びその内容）を保存すること。

④ 技術的管理措置

ア 匿名データを取り扱う電子計算機等において情報を処理する者を限定するために講ずる措置を具体的に記載する。

- ・ 匿名データを利用する電子計算機等に主体認証やスクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された環境を整えること。

イ 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う不正アクセス行為その他の匿名データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために講ずる措置を具体的に記載する。

- ・ 電気通信回線に接続した電子計算機を利用する場合は、コンピュータウイルス対策やセキュリティホール対策など不正アクセス行為を防止するための措置を講ずること。
- ・ 電気通信回線に接続した電子計算機を利用する場合は、オフラインで集計作業等を行い、当該電子計算機に匿名データが残留しないようにするとともに、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、匿名データの漏えい等を防止するための措置を講ずること。

⑤ その他の管理措置

ア 申出者が、匿名データを適正に管理するために必要な能力を有する者である旨を記載する。【申出者が「公的機関等」「法人等」以外の場合のみ】

- ・ 過去に調査票情報若しくは匿名データを適正に管理しつつ統計の作成等を行った、又はこれら以外の機密性の高い情報を適正に管理しつつ業務を行った経験があるなど、過去の取扱実績等に鑑み、情報の取扱者として適当と判断される者であること。

イ 匿名データに係る管理簿（様式第2号）を整備する旨を記載する。【申出者が「公的機関等」「法人等」以外の場合のみ】

○ 管理簿の記載事項

- ・ 提供を受けた匿名データの範囲
提供所属、匿名データに係る県統計調査の名称、実施時期、ファイル数、受領年月日、提供媒体、返却期限、匿名データの項目
- ・ 利用者の範囲
利用者の氏名、所属・職名、委託の有無、取扱権限（利用・保管・複製）、業務、利用場所（保管場所）
- ・ 利用状況
利用開始日、複製年月日、複製データの利用場所、複製データの保管場所、利用終了日、複製データの廃棄年月日、中間生成物の廃棄年月日

ウ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順を記載する。【申出者が「公的機関等」「法人等」以外の場合のみ】

- ・ 匿名データの漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供所属への報告を迅速かつ適切に行うこと。

(8) 匿名データの利用者の範囲

匿名データを利用する全ての者について、氏名、職業、所属・職名及び利用場所を記載する。また、これらの者が次の欠格事由に該当しないことを確認し、確認済み欄にチェックを記載する。

① 以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、罰金以上の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ・ 統計法（平成19年法律第53号）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
 - ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
 - ・ 佐賀県統計データ利活用推進条例（平成26年佐賀県条例第71号）
 - ・ 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑨ ③から⑧までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者、その事業活動を支配する者又は③から⑧までに掲げる者をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- ⑩ ①から⑨に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると県の知事部局、教育委員会若しくは各種委員会が認めた者

匿名データの取り扱いに係る業務を外部委託する場合は、次の事項を契約書又は覚書等に明記すること。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 匿名データの複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 匿名データの集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ・ 匿名データの監査業務の実施状況に関する事項（匿名データの管理を含む）
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

(9) 匿名データの提供の方法等

匿名データの提供は、記録媒体（CD-R 又は DVD-R）に保存して行うものとし、提供媒体（未使用品）及び送付に係る費用は、申出者の負担とする。

また、受取方法は、直接又は郵送（書留）による送付のいずれかを記載する。

3 本人確認

(1) 本人確認書類【申出者が「法人等」「個人」の場合のみ】

申出書に、申出者又はその代理人の本人確認書類（申出の日において有効な「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住証明書」等の、官公署が発行した氏名、生年月日及び住所（申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び生年月日）が記載された書類）の写しを添付する。

(2) 法人確認書類【申出者が「法人等」の場合のみ】

申出書に、法人確認書類（登記事項証明書又は印鑑登録証明書（申出日前 6 月以内に作成されたもの）、その他法人の存在を確認するに足る書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等））の写しを添付する。

(3) 代理権確認書類【「代理人」による申出の場合のみ】

申出書に、代理権を証明する書面を添付する。

第 4 申出書の審査

1 審査に要する標準的な期間

審査に要する標準的な期間は、申出内容により異なるが、概ね申出書を受け付けてから 21 日以内とする。

2 手数料の算定

申出書の審査を行った結果、匿名データの提供が可能と判断した場合は手数料を算定する。

- ・ 基本料金（請求 1 件につき） 1,400 円
- ・ 匿名データの提供ファイル数×6,600 円

※ ファイル数の考え方

匿名データの提供単位は、匿名データに係る県統計調査の調査周期（年次、月次等）及び調査票の種類（例：「佐賀県障害者の実態及び福祉ニーズ調査」の場合、「A 調査票（在宅の本人用）」、「B 調査票（在宅の家族・介助者用）」、「C 調査票（施設入所等の本人用）」及び「D 調査票（施設入所等の家族・介助者用）」で、それぞれ 1 ファイル。）ごとに 1 ファイルとする。

3 審査結果の通知

申出を承諾する場合は、申出者に対し様式第 3－1 号により通知する。その際に依頼書（様式第 4 号）、利用規約（様式第 3－1 号別紙）、誓約書（様式第 5 号）、提供用の媒体（未使用の CD-R 又は DVD-R）及び返信用封筒（媒体の郵送による受け取りを希望する場合に限る。）の提出を求めるとともに、条件を付して承諾する場合には、その事項も併せて通知する。

申出を承諾しない場合は、申出者に対し様式第 3－2 号により通知する。

第 5 匿名データの提供等

1 匿名データの提供

承諾の通知を受けた申出者は、以下の書類等を提供所属に提出するとともに、通知された額の手数料を納付する。

- ・ 依頼書（様式第 4 号）※通知された手数料額の佐賀県証紙を貼付
- ・ 誓約書（様式第 5 号）※利用規約（様式第 3－1 号別紙）を添付
- ・ 提供用の記録媒体（未使用の CD-R 又は DVD-R）
- ・ 返信用封筒※提供用の記録媒体が入る大きさ（角 2 サイズ等）の返信用封筒に、宛先を記入し、郵便料金に簡易書留の料金を加算した額の切手を貼付（郵送による受け取りを希望する場合に限る。）

依頼書等を受領した所属は、匿名データを作成し、申出書に記載された方法により提供を行う。

提供に当たっては、情報漏洩防止の観点から、暗号化やパスワードの付与などの措置を講ずる。

なお、申出者には、条例に基づき匿名データを適正に管理する義務を負うこと、守秘義務が課せられること並びに義務違反に対する罰則の適用があることを説明する。

2 既納の手数料の取扱

既納の手数料は、原則として返還しない。ただし、申出者の責めによらずに匿名データの提供が行えなくなった場合は、この限りでない。

3 匿名データの提供実績の管理

匿名データの提供を行った場合、提供所属は匿名データの提供に係る管理簿（様式第 6 号）を作成し、提供実績を管理する。

4 匿名データの提供を受けた者の氏名等の公表

匿名データの提供を行った場合、提供所属は速やかに統計分析課にその旨を連絡するとともに、(1)から(5)の事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）において公表するよう依頼する。

統計分析課は、提供所属が当該匿名データを提供した日から 1 月以内に、依頼があった事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）に掲載する。

(1) 匿名データの提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合は、匿名データの提供を受けた本人の氏名を、法人等の場合は、当該法人等の名称を公表する。

(2) 提供した匿名データに係る県統計調査の名称

(3) 匿名データを提供した年月日

匿名データを記録した記録媒体を窓口で直接受渡しを行った場合は、当該受渡日、郵送により送付した場合は、当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

(4) 匿名データの提供を受けた者の職業、所属等【**申出者が「個人」の場合のみ**】

匿名データの提供を受けた者が個人の場合は、当該者の所属及び職名を公表する。

ただし、所属及び職名に当たるものがない場合は、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) 匿名データの利用目的

利用目的について、利用内容が明らかとなるように簡潔に整理して公表する。

5 承諾内容に変更が生じた場合の取扱い

(1) 基本的な考え方

利用目的の変更は認めない。承諾を受けた利用目的に供さないこととなった場合、又は申出事項の変更により利用要件を満たさなくなった場合には、申出者は速やかに第6の匿名データの利用後の措置を講ずる。

ただし、申出者の組織名、役職名又は担当者名等の形式的な事項の変更は、所属等変更届出書（様式第7号）によることができる。

また、形式的な事項以外の利用目的及び利用要件の適否に影響のない変更については、記載事項変更届出書（様式第8号）により申し出ることができる。

(2) 引き続き利用要件を満たす場合の変更手続き

① 利用者の変更

利用者の変更が生じた場合、申出者は、記載事項変更届出書（様式第8号）に追加となる者の誓約書（様式第5号）を添付して提出する。

提供所属は、第4の届出書の審査の取扱いに準じて審査を行い、その結果を通知する。

② 匿名データの追加

匿名データの項目の追加や同一調査の対象年次の追加など、新たな匿名データの提供を受ける必要が生じた場合、申出者は、追加が必要な理由及び追加後に作成する統計表の様式等を記載した記載事項変更届出書（様式第8号）を提出する。

提供所属は、匿名データを追加することの合理的な理由が示されているか第4の届出書の審査の取扱いに準じて審査（匿名データの追加請求となるため、手数料も積算）を行い、その結果を通知する。

承諾の通知を受けた申出者は、第5の匿名データの提供等の取扱いに準じて、追加する匿名データに係る依頼書、誓約書、提供用の記録媒体及び返信用封筒を提供所属に提出するとともに、通知された額の手数料を納付する。

依頼書等を受領した所属は、追加分の匿名データを作成し、提供を行う。

なお、記載事項変更届出書により匿名データの追加を認めるのは、1回限りとする。

③ 利用期間の延長

利用期間の延長を希望する場合、申出者は、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間等を記載した記載事項変更届出書（様式第8号）を提出する。

提供所属は、延長することの合理的な理由が示されており、かつ、延長の理由に照らして延長期間が最低限度となっているか第4の申出書の審査の取扱いに準じて審査を行い、その結果を通知する。

なお、記載事項変更申出書により利用期間の延長を認めるのは、1回限りとする。

6 利用状況の報告

提供所属は、匿名データに関する秘密の保護の徹底を図る観点から、必要に応じ、匿名データの利用状況について申出者に報告を求める。

第6 匿名データの利用後の措置

1 統計の作成等の成果の提出及び匿名データの返却等

申出者は、匿名データの利用が終了したときは、匿名データを利用して行った統計の作成等の成果、報告書（様式第9号）及び匿名データに係る管理簿（様式第2号）（いずれも電磁的記録により作成）を、遅滞なく提供所属に提出するとともに、提供を受けた媒体を返却（直接の受渡し又は郵便（書留（送料は申出者の負担）））する。

匿名データの利用期間終了までに、作業に伴いハードディスク及び紙媒体等に保存・転記・出力した匿名データ並びに中間生成物は、復元できないように破棄する。

2 成果等の公表

(1) 提出された成果の公表

成果の提出を受けた提供所属は、速やかに統計分析課にその旨を連絡するとともに、匿名データを提供した際に公表した事項に加え、①及び②の事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）において公表するよう依頼する。

なお、当該公表に当たっては、申出者の利用目的との関係に留意し、申出者の権利利益を害することがないように扱う。

① 提出された成果又はその概要

原則として、提出された統計の作成等の成果を公表する。ただし、他者の権利利益を侵害するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断した場合には、その概要を公表する。

② 提出された成果に関する事項

統計の作成等を行うに当たって利用した匿名データに係る県統計調査の名称、実施時期及び匿名データの項目、地域及び属性的範囲等、当該匿名データを特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成等の方法を確認するために、提供所属が特に必要と認める事項（例：推計手法又は分析手法等）を公表する。

(2) 申出者における成果の公表

① 成果の公表

申出者は、原則として、匿名データを利用して行った統計の作成等の成果を申出書に記載し

た方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、県統計調査に係る匿名データを利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、提供所属が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、匿名データの利用期間終了時点において、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書（様式第9号）に今後の予定を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて提供所属に連絡する。

② 公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により成果を公表することができない場合、速やかにその理由を報告書（様式第9号）に記載し提供所属に報告するとともに、提供媒体を返却するものとする。

3 匿名データの不適切利用への対応

(1) 不適切利用の類型及び取扱い

提供所属は、申出者が条例、規則若しくは利用規約に違反した、若しくは県民の信頼を損なうおそれがある行為を行ったと認められた場合は、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、条例に基づく罰則の適用又は一定期間の申出受付停止の措置を検討する。

- ① 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行うこと（1か月以上6か月以内の受付停止）
- ② 匿名データを紛失すること（1か月以上6か月以内の受付停止）
- ③ 匿名データの内容を漏えいすること（1か月以上12か月以内の受付停止）
- ④ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1か月以上12か月以内の受付停止）
- ⑤ 期限までに提供媒体の返却を行わないこと（返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数の受付停止）
- ⑥ 正当な理由なく、行った統計の作成等の成果、報告書又は匿名データに係る管理簿を提出しないこと（提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数の受付停止）
- ⑦ 正当な理由なく、行った統計の作成等の成果を公表しないこと（公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数の受付停止）
- ⑧ その他制度に対する県民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた期間の受付停止）

(3) 他の調査票情報の二次的利用との連携

提供所属は、条例に基づく罰則の適用又は一定期間の申出受付停止の措置を講ずることを決定した場合、その旨を統計分析課に連絡し、統計分析課は、その他の提供所属に受付停止に係る情報を共有する。

全ての提供所属は、申出受付停止の期間中、条例に基づく調査票情報の提供、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の申出の受付を行わない。

別紙

匿名化処理の技法

1 非攪乱的方法

個々の調査票情報自体には加工を施さず、データの一部を削除又は統合することなどで、調査対象者と匿名データの対応関係を特定しづらくする方法。

(1) 情報の削除

① 識別情報の削除

調査票情報の中から対象者を特定できる可能性が高い識別情報（所在地域、性別、年齢等）を削除することで、対象者を特定しづらくする方法。

② リサンプリング

対象者全員ではなく、全体の中から抽出した一部の者の情報のみを提供することで、調査対象に含まれることが特定できる対象者が存在する場合に、対象者を特定しようとする行為を不確実なものとする方法。

(2) 情報の統合

① 識別情報のトップ（ボトム）・コーディング

対象者を特定できる可能性が高い特に大きい値や小さい値を「〇〇以上」や「□□以下」のようにまとめることで、これらの値に該当する対象者を特定しづらくする方法。

② 識別情報のグルーピング

複数の同一属性の対象者を階級区分などでまとめる（例：年齢を5歳階級でまとめる）、又は調査対象者が少ないデータをまとめる（例：対象者が少ないデータを「その他」でまとめる）ことで分類を粗くし、対象者を特定しづらくする方法。

(3) 情報の並べ替え

① 調査票情報の並べ替え

法則を持って並べられた調査票情報をランダムに並べ替えることで、法則から調査対象者と匿名データの対応関係を探り出しづらくする方法。

2 攪乱的方法

調査票情報自体に加工を施して偽データ化し、調査対象者と匿名データの対応関係を消失させることで、調査対象者を特定しづらくする方法。

① スワッピング

類似する対象者間で、一部の調査項目の値を入れ替えて偽データ化する方法。対応関係は失われるが、例えば異なる地域間で情報を入れ替えた場合、地域情報は偽となるものの地域情報を除いたその他のデータは損失しないこととなるため、情報の損失量は少ないという特徴がある。